

# 就学援助制度についてのお知らせ

## 保護者のみなさまへ

大分市では、お子さんを小・中学校及び義務教育学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、就学に必要な費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記の説明をお読みのうえ、**令和6年5月2日（木）まで**に申請してください。

なお、世帯の人数・構成等に関係なく申請できますが、大分市の基準を満たす方のみ、就学援助費の支給を受けることができます。（※申請者全員に支給されるものではありません。）

また、**昨年度認定された方も、引き続き援助を希望される場合には、再度申請が必要**です。

※締切り後も随時申請の受付（令和7年1月末まで）を行います。支給額等は調整されます。

## 1. 就学援助を受けることができる方

### 申請理由と提出書類

	申請理由	提出書類
①	②～⑨に該当しないが、経済的に困窮している方	<b>2ページの注意事項1、2及び3.その他をご参照ください。</b>
②	生活保護を停止又は廃止されたが、依然生活が困窮している方	申請書のみ提出してください。 ただし、大分市外で生活保護を受けていた方は、停止又は廃止を受けたことが分かる書類の写しを申請書と一緒に提出してください。
③	今年度、市民税の非課税又は減免（天災などによる減免）を <b>家族全員</b> が受けた方	<b>2ページの注意事項1、2をご参照ください。</b>
④	今年度、個人事業税または固定資産税（不動産購入等による減額措置は除く）の減免（天災などによる減免）を受けた方	申請書と減免を受けたことが分かる書類の写しを提出してください。
⑤	申請時、国民年金の減免を <b>家族全員</b> が受けている方（※国民年金の1/4減免は除く） （16歳以上20歳未満で学生以外の方又は年金支払義務がない方（60歳以上の方など）が世帯員にいる場合には、この理由に該当しませんので、他の理由で申請をしてください。）	申請書と減免を受けていることが分かる書類の写しを提出してください。
⑥	今年度、国民健康保険税の減免（天災などによる減免）を <b>家族全員</b> が受けた方（国民健康保険以外（社会保険等）の加入者が世帯員にいる場合は、この理由に該当しませんので、他の理由で申請をしてください。）	申請書と減免を受けたことが分かる書類の写しを提出してください。
⑦	申請時、児童扶養手当を受給している方	申請書と児童扶養手当証書（有効期限が切れていないもの）の写しを提出してください。 <b>※2ページの注意事項3をご確認ください。</b>
⑧	申請時、1年以内に生活福祉資金の貸し付けを受けている方	申請書と生活福祉資金の貸し付けを受けていることを証明する書類の写しを提出してください。
⑨	申請時、日雇労働者で職業安定所に登録している方	申請書と日雇労働者で職業安定所に登録していることを証明する書類の写しを提出してください。

- 注意事項1 申請理由が①③に該当する方は、申請書のみ提出して下さい。  
ただし、令和6年1月2日以降に他都市から大分市に転入した方（同一生計の市外単身赴任者及び市外在住者等で大分市で所得・税額証明書が発行できない方）については、申請書を5月2日までに提出し、後日、令和6年度の所得・税額証明書（毎年6月ごろに各市町村で証明をとることができますが、各市町村で発行できる時期が異なりますので、ご確認のうえ取寄せてください。）を提出してください。
- 注意事項2 申請理由が①③に該当する方で、収入の申告（確定申告等）をしていない場合は、必ず4月末までに収入の申告をしてください。
- 注意事項3 添付書類を申請時に準備できない場合、先に申請書のみ提出し、後日添付書類を提出してください。

## 2. 申込方法等

**毎年申請が必要です。**ただし、生活保護（教育扶助）を受けている方は、この手続きは必要ありません。

### （1）申請書の記入方法・提出先

就学援助を希望される方は、申請書を学校から取り寄せる又は大分市のホームページ（4月12日以降掲載予定）から印刷してください。世帯構成員・年齢・家賃額等、必要事項に漏れが無いよう記入の上、お子さんが通学している学校又は学校教育課へ提出してください。（学校教育課に提出いただく場合、窓口で本人確認をさせていただきます。**郵送では受付けておりませんのでご注意ください。**）

小学生と中学生のお子さんがいるご家庭については、申請書を小学校と中学校それぞれに提出してください。

※賀来小中学校、神崎小中学校並びに碩田学園については、1～6年生を小学生、7～9年生を中学生とみなしますので、申請書はそれぞれ記入し、別々に提出をお願いします。

- （2）結果通知 5月2日までに申請があった分については、6月下旬までに在籍している学校を通じて結果を通知します。それ以降の申請については、随時審査を行い、結果を通知します。（1～2ヶ月程度かかりますのでご了承ください。）

- 通学費について 自宅から学校までの片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上で、公共交通機関利用者には、通学費を支給します。

**※申請書の通学費の欄に記入し、通学経路がわかる地図（手書き可）を添付してください。**（公共交通機関の運行が無く、自家用車を利用して通学する場合は、燃料費が支給対象となる場合もあります。）

※認定を受け、通学費の支給がある場合は、使用した全ての定期券等の写し又は交通系ICカードの利用履歴等を提出して頂きますので無くさないように保管しておいてください。

## 3. その他（申請理由①の経済的に困窮している方について）

**同居（住民票は別でも一緒に住んでいる家族を含む。）の家族全員の令和5年中の合計所得額が、基準額以下の方やリストラ等で経済的に困窮している方が対象になります。**

**<基準額の例>**※基準額を参考として記載しています。申請する際の目安にしてください。

**両親がともに30代（一人のみ収入有）で、お子さんが下表の世帯状況の場合の基準額（目安）です。実際は世帯員数・世帯構成・収入者の人数・年齢等によって基準額が変わります。**

	両親+小 (3人世帯)	両親+幼+小 (4人世帯)	両親+小+中 (4人世帯)	両親+幼+幼+小 (5人世帯)	両親+小+小+中 (5人世帯)	両親+小+中+中 (5人世帯)
借家(家賃4万円以上)の人	244万円	279万円	307万円	316万円	361万円	371万円
借家(家賃2.5万円)の人	230万円	264万円	291万円	301万円	345万円	355万円
持ち家の人	204万円	235万円	261万円	271万円	315万円	325万円

## 入学準備金について

中学校入学準備金の支給を受けることができる方は、小学校又は義務教育学校6年生で、3月1日時点で就学援助が認定されている方です。

### <注意事項>

- ※ 入学前に入学準備金を受給した場合、新入学学用品費は支給されません。なお、入学準備金と新入学学用品費の支給金額は同額（小学校：57,060円、中学校：63,000円）です。
- ※ 「新入学学用品費」は、「入学準備金」を未受給で、就学援助が4月から認定となった方に支給します。
- ※ 賀来小中学校、神崎小中学校並びに碩田学園については、7年生を中学校1年生とみなします。そのため、中学校入学準備金は6年生で支給します。
- ※ 入学準備金を受給した後に、大分市外に転出した場合、転出先の自治体に対して本市で入学準備金の支給を行った旨を通知します。

## 就学援助費の支給方法の変更について

令和5年度から、学校教育課から就学援助が認定された方の口座に直接支給するよう変更となります。その為、申請時は申請書に加えて、必ず「口座振込等依頼書」を提出いただくようお願いいたします。

### Q1 小学生と中学生の子どもがいますが、どのように申請をしたらよいですか。

- A 申請書を2部取り寄せ、小学校と中学校それぞれの学校に申請書を提出してください。

### Q2 10月に修学旅行がありました。11月から認定となった場合に修学旅行費は支給されますか。

- A 認定月以降の費用が対象となりますので、修学旅行費は支給の対象になりません。なお、10月31日～11月1日実施のように月をまたがる場合も支給の対象になりません。

### Q3 就学援助が認定になった場合には、給食費の支払いはどうしたらよいですか。

- A 保護者の方の支払いはありません。認定期間中は、学校給食費分の就学援助費は保護者の方に支給せず、学校教育課がその分を体育保健課に直接支払います。なお、アレルギーにより学校給食として対応できずやむを得ず弁当持参する場合は、年度末に給食費として保護者の口座に支払います。

### Q4 5月2日までに申請した就学援助が4月から認定となった決定通知書が家に届きましたが、6月に給食費が口座から引き落とされているのはどうしてですか。

- A 就学援助の審査及び給食費の口座引落しのスケジュール上、認定の決定通知書が届いた後でも、1回目の給食費（6月末）は引き落とされます。ただ、就学援助の認定月以降は保護者の負担が無くなりますので、引き落とされた給食費は後日還付されます。

### Q5 年度途中で申請書の記載内容が変更（婚姻等による世帯変更や家賃額の変更等）になりましたが、どうしたら良いですか。

- A 世帯変更等で申請書の記載内容が変わった場合には、再度申請が必要な場合があります。学校又は学校教育課にご連絡ください。再度申請が必要でありながら連絡がない場合には、支給された就学援助費の返還を求められることがあります。

### Q6 昨年と比較すると今年の収入が大きく減少しているのですが、就学援助を受けることはできますか。

- A 原則は昨年の家族の合計所得額による審査となりますが、直近で失業等により家計が急変している場合は、学校教育課までご相談ください。

### Q7 就学援助費が振込まれる前に連絡はありますか。

- A 振込通知は行っておりません。就学援助が認定された方は、このお知らせを無くさずに保管し、4ページの支給予定月を確認の上、記帳等により支給の確認をお願いします。

### Q8 収入がない場合も収入の申告をする必要がありますか。

- A 扶養に入っていない場合は、対象となる方の収入の有無が分からないため、収入の申告をして頂く必要があります。

### Q9 賀来小中学校、神崎小中学校並びに碩田学園に通学する場合、中学校の新入学学用品費はいつ支給されますか。

- A 7年生で支給します。なお、中学校入学準備金については、6年生の3月に支給します。

**支給予定額及び支給予定月（令和6年度の支給予定額を載せています。支給額・支給月は変更になる場合があります。）**

※生活保護（教育扶助）を受給されている方は、修学旅行費・宿泊研修費・中学校3年生学力診断テスト費・医療費のみ対象となります。

費目	小 学 校			中 学 校		支給予定月	
	義 務 教 育 学 校						
	1年生	2～5年生	6年生	1年生 7年生	2～3年生 8～9年生		
新入学学用品費	57,060円 【入学前に小学校入学準備金が未受給で、4月からの認定者が対象】	/		63,000円 【中学校入学準備金が未受給で、4月からの認定者が対象。】	/		7月下旬
中学校入学準備金	/		63,000円 【支給要件あり(3ページ参照)】	/		3月中旬	
修学旅行費 ※①	実費分を支給			実費分を支給		学校ごとに異なります (原則、修学旅行実施後に支給)	
学用品費	月額 約969円	月額 約1,158円		月額 約1,894円	月額 約2,083円	前期分(4月～7月分) 10月中旬 後期分(8月～3月分) 2月中旬	
給食費 ※②	実費分を学校教育課から 体育保健課に代理納付			無償化の為、援助の対象外		/	
通学費	実費の2/3を支給(上限40,020円) (片道4km以上で公共交通機関利用者)			実費の2/3を支給(上限80,880円) (片道6km以上で公共交通機関利用者)		前期分(4月～7月分) 10月中旬 後期分(8月～3月分) 3月下旬	
体育実技用具費 (柔道着又は剣道着)	/			実費分を支給(上限7,650円) <b>レシート又は領収書の提出が必要 ※③</b> (体操服は該当しません)		3月下旬	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費分を支給(上限1,600円)			実費分を支給(上限2,310円)			
宿泊研修費 ※①	実費分を支給(上限3,690円)			実費分を支給(上限6,210円)		1学期実施分: 10月中旬 2学期以降実施分: 3月下旬	
卒業アルバム代等費	実費分を支給(上限11,000円)			実費分を支給(上限8,800円)		3月下旬	
中学校3年生学力診断テスト費	/			実費分を支給 (※中学校3年生、義務教育学校9年生が対象)		2月上旬	
医療費 ※④	学校の定期健康診断の結果、対象疾病と診断された方を対象に「医療券」を発行し、治療費(保険診療の自己負担分)を援助。 対象疾病：トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、う歯、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、寄生虫病(虫卵保有を含む) 実施期間：7月～12月						

※① 修学旅行費、宿泊研修費は、1回分のみ支給します。転校等で2回参加した場合は、最初に参加した分が対象となります。**修学旅行費は原則、実施後の支給となりますのでご注意ください。**

※② 就学援助の審査及び給食費の口座引落しのスケジュール上、認定の決定通知書が届いた後に給食費が引き落とされることがありますが、就学援助の認定月以降は保護者の負担が無くなりますので、認定月以降の給食費として引き落とされた金額は後日還付されます。

また、アレルギーにより学校給食として対応できず、やむを得ず弁当持参する場合は、年度末に給食費として保護者の口座に支払います。

※③ 体育の授業で使用する柔道着または剣道着を購入した際は、**すぐにレシートまたは領収書(当年度購入分が対象。当年度購入分以外の対応はできません。)**を学校に提出してください。(※中学校3年間で一度のみの支給です)

※④ 医療費は学校を通じて保険診療の自己負担分を医療機関に支払いますので、保護者の方への直接支給はありません。また、対象となる期間は、7月～12月末までで、医療機関に医療券を提出して診療した分になります。期間外及び医療機関に医療券を提出せずに診療した分については、対象となりませんのでご注意ください。

**問い合わせ先**

<就学援助について> 各学校 または 大分市教育委員会 学校教育課 (電話番号)537-5903

<医療券について> 各学校 または 大分市教育委員会 体育保健課 (電話番号)537-5983